

令和4年1月31日

会 員 各 位

山梨労働基準協会

会長 中村 一郎



### 新型コロナウイルスワクチンの職域追加接種（3回目）について

平素は当協会の運営にご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴事業所におかれましては、新型コロナウイルス感染症が拡大している中、感染予防対策に懸命なご尽力をされている事と推察いたします。

現在の感染状況下において、新型コロナウイルスワクチンの感染予防効果や重症予防効果について、時間の経過に伴い、徐々に低下していくことが示唆されており、追加接種の早期実施が求められているところです。

このため、当協会では、感染拡大防止と重症化予防の観点から、前回同様、係る運営を株式会社環境管理コンサルタント様に依頼し、初回接種（1・2回目）がお済の方へ標記追加接種（3回目）を実施いたします。

つきましては、下記「接種概要」をご確認の上、別紙申込書を2月10日（木）までに、FAX、またはメールにて事務局までご提出ください。

記

#### 【接種概要】

1. ワクチン 武田/モデルナ社製ワクチンの使用
2. 対象者 1回目接種の完了から7ヶ月以上経過した18歳以上の労働者、及びご家族等
  - ※ 「2回目接種を完了した日から、7ヶ月が経過した方」が接種対象者として広く周知されているところですが、厚生労働省からの事務連絡では、職域接種対象者の接種間隔について、「令和4年3月以降、初回接種の完了から7ヶ月以上経過した後に追加接種を実施するよう努めること」とされています。従って、対象者は「1回目接種の完了から7ヶ月以上経過している方」となります。
  - ※ 1回目、2回目を自治体や病院で接種された方も可能
  - ※ 1回目、2回目をファイザー社製ワクチンで接種された方も可能
3. 実施日 令和4年4月3日（日）、4月10日（日）、4月17日（日）、4月24日（日）の計4日間
  - ※ 当協会が実施した職域接種の初回は令和3年9月5日であり、当該時点から7ヶ月以上経過した日は令和4年4月5日（月）になります。計画している4月3日（日）は7ヶ月未満に換算されますが、実施可能なものとして扱われることを、山梨県担当者より確認済です。
4. 実施場所 山梨法人会館会議室（山梨市中村834）

以上

提出先・問い合わせ先 事務局：山梨労働基準協会（担当：手島ひとみ）

FAX：0553-88-9121 メール：info@y-roukikyou.com

## 新型コロナウイルスワクチン 職域追加接種（3回目）申込書

送付先 FAX 0553-88-9121

事業所名	
所在地	電話
担当者名	
メールアドレス	当協会と送受信済みの事業場は不要

実施日	4月3日（日）	4月10日（日）	4月17日（日）	4月24日（日）
接種対象者	10月3日以前に 2回目接種完了の方	10月10日以前に 2回目接種完了の方	10月17日以前に 2回目接種完了の方	10月24日以前に 2回目接種完了の方
希望人数	人	人	人	人

### 【担当者に行なっていただく接種までの流れ】

- ① 労働者に対して接種希望の意思の有無を確認する
- ② 接種希望者の2回目接種日を確認し、実施日の対象者として該当するかを確認する
- ③ 接種希望者の人数を確定し、上記申込書に記入して事務局宛にFAXにて送付する
- ④ 事務局から送付された接種確定通知書（接種日、人数、時間の確定書）と白紙名簿（Excelデータ）を受け取り、接種時間の調整を行ない、白紙名簿に接種者を入力する  
※Excelデータの書式設定は変更しないようお願いします
- ⑤ 接種券をお持ちでない方に、接種日までにお住いの市町村で交付していただくよう徹底してください。
- ⑥ Excelで作成した名簿を事務局へmailにて送付する  
※個人情報保護のため、パスワードを設定して送付してください。  
設定の方法とパスワードは後日お知らせします。
- ⑦ 接種日前営業日に再度接種時間と持ち物の確認の徹底を行なう。  
※接種前日までに接種できない方がいた場合、接種希望者本人ではなく、必ず担当者からの連絡をお願いします。（基本キャンセル不可）  
※当日接種できない方は、必ず連絡をお願いします。（接種希望者本人可）  
連絡先 0553-88-9120

円滑な接種の実施に、ご理解とご協力をお願い申し上げます。